

一般カード利用者用

セントラルスポーツ施設利用案内

一般カードは、豊田合成健康保険組合の加入者であれば、セントラルスポーツ(株)の東海北陸九州エリアの施設が当健保加入期間中は無期限で利用できます。ご自身の健康づくりにお役立てください。

＜利用対象者＞ 豊田合成健康保険組合の被保険者及び被扶養者

※過去に有所見者カードを利用された方は、一般カードをお申込みください。

※医療機関に通院し、治療を受けている方は、医師のご指示を仰いだ上で、一般カードをお申込みください。

※中学生以上の方が利用する場合は、コーポレートメンバーズカードの手続きが必要です。

※中学生の利用は16歳以上の方の同伴が必要です。

※小学生以下の方のご利用は、同性でカード携帯の大人の方が同伴のうえ324円お支払いください。ただし、年齢制限により利用できないクラブもあります。

＜利用料金＞各クラブにより異なりますので、セントラルスポーツのホームページを参照してください。

各クラブ設定の利用料金には月2回まで健康保険組合の補助が適用されます。ご利用の際は、施設窓口にて下記「本人負担料」をお支払い下さい。同月3回目以降の利用の際は、下記の「利用料金」全額をお支払いください。(2014年4月より増税に伴い、料金改定しております)

| 利用料金 | 本人負担料 |
|--------|--------|
| 540円 | 410円 |
| 1,080円 | 820円 |
| 1,620円 | 1,230円 |
| 2,160円 | 1,640円 |

＜申し込み方法＞

次の書類を豊田合成健康保険組合の小澤まで送付ください。

- ア)一般者用申込書(ノーツ連絡書からダウンロードいただくか、直接健保の小澤までご連絡ください。)
- イ)写真(縦3cm×横2.5cm 6か月以内のカラー写真、正面、無帽子のもの)
- ウ)健康保険証のコピー

【コーポレートメンバーズカード 見本】



(裏面)



豊田合成健康保険組合 担当 小澤
 外線:0587-23-6661
 内線:611-5105
 E-mail:tg47000@toyoda-gosei.co.jp

- エリア法人 コーポレートメンバーズカード(個人登録カード) 申込書 -



| | | |
|-------|-----------------------|-------------|
| 法人名 | 812 豊田合成健康保険組合 | 利用エリア |
| 利用対象者 | 被保険者および被扶養者 | 東海北陸 |
| 本人確認証 | 健康保険証 | 中国九州 |

| | | | |
|--------|------|---|-----|
| クラブNo. | クラブ名 | | |
| 受付日 | 20 | 年 | 月 日 |

※太枠内をすべて記入してください

| | | | | |
|----------------------------------|------------------|---|-----------------------|---|
| 登録者氏名 | フリガナ | 性別 | 生年月日 | |
| | | 1.男性 2.女性 | 西暦 | 年 月 日生 (才) |
| 住所 | 〒 | | 電話番号 | いづれかを選択 (携帯電話・ご自宅) 忘れ物等の連絡先として適当な先をご記入下さい。 |
| | 事故時等の緊急連絡先 | | 緊急時電話番号 | Eメールアドレス |
| 1. 自宅 3. 勤務先 2. 知人 4. その他 () | | お持ちの場合のみご記入ください | | |
| 所属団体 | 被保険者所属事業所名称 | <input type="checkbox"/> 健康保険を任意継続された方はこちらをチェック <input type="checkbox"/> 特例退職制度をご利用の方はこちらをチェック | | 登録者区分 (いづれかに○) |
| | 登録者勤務先 (該当する口に✓) | <input type="checkbox"/> 同上 <input type="checkbox"/> 無し <input type="checkbox"/> 異なる勤務先 (名称:) | 1. 被保険者 2. 被扶養者 | カード選択 |
| | 登録者勤務先電話番号 | お勤めの場合のみ | 健康保険証記載の記号/番号をご記入ください | 1.磁気カード |
| 記号 | | 番号 | | |

| | | | |
|---|-------|-------|---------|
| クラブ使用欄 | | | |
| 受付日より利用可能 受付当日のご利用は登録クラブに限ります | | | |
| 会員番号 | 8 | 1 | 2 |
| コース | エリア法人 | コース記号 | |
| | A | 8 | 1 2 0 |
| 磁気カード | | | 発行手数料取受 |
| 写真 | 写真No. | | |
| / | - | | |
| カード発行 確認欄 確認の上チェックを入れてください | | | |
| <input type="checkbox"/> 健康保険証コピーの添付 (本人確認証見本と一致させること) | | | |
| <input type="checkbox"/> 申込書記入事項の確認 (記入必須項目の確認) | | | |

【コーポレートメンバーズカード】取扱規定

【発行・発行手数料】

- コーポレートメンバーズカード(以下「カード」という)の申込みは、エリア法人会員の定める利用対象者に限ります。
- 発行は、必要書類の提出と資格確認により本人と確認できた方に限ります。
- 発行には所定の手数料がかかります。(紛失等で再登録の際は、再発行料を申し受けます。)
- 写真のない仮カードは登録クラブのみ有効です。登録したクラブ以外の法人社員利用対象クラブを利用する場合は、写真入りカードの受渡完了後とさせていただきます。また、仮カード発行後に他のクラブで再登録される場合は、再発行の手数料を申し受けますので、ご注意ください。
- 写真入りカードは、お申込みクラブより登録者ご自身に直接お渡します。郵送による受渡は行いません。

【施設の利用方法】

- 施設を利用の際は、カードを受付に提出し、所定の利用料(又は本人負担料)をお支払いください。
- カードでの施設の利用は、登録本人のみ有効です。
- カードをお忘れの際は、施設を利用できませんのでご注意ください。

【有効期間】

- カードはご所属の法人が社員契約を終了するまで有効です。
- 但し、利用者が利用資格を喪失した場合、ただちに無効になります。

【個人情報の取扱】

- 登録情報は契約先への利用報告と緊急時の連絡等の目的に使用します。管理は当社が責任を持って行います。
- お客様の個人情報は、正当な理由がある場合を除き、本人の同意なく第三者に提供、開示しません。但し、あらかじめ当社との間で秘密保持契約を締結している業務委託先、および関係会社に必要範囲内において開示する場合、法令に基づき当社が開示を求められた場合、司法または行政機関から開示を求められた場合は、この限りではありません。

【登録終了とコーポレートメンバーズカードの取扱】

- カードの発行手数料について、返金は行いません。(再発行手数料も同様です)
- お客様が利用資格を喪失した場合、お客様の所属する法人の指示により登録抹消を行います。
- 登録抹消されると同時にカードは無効となり、施設を利用できなくなります。

「取扱規定」「施設利用規約」を承諾の上、カード発行を申込みます。

20 年 月 日

ご署名 印 保護者署名 印
(未成年の場合、ご本人と保護者の双方が必要です)

【エリア法人会員】施設利用規約 ※(抜粋)

第2条 (諸規則)
利用者は各施設の利用に際し、下記の事項を承諾の上、利用するものとします。
 ① 利用者は、各施設の利用に際して、それぞれの施設内諸規則を遵守しなければならない。
 ② 利用者は、それぞれの施設内における秩序をみだしてはならない。
 ③ 利用者は、施設内インストラクターの指示に従い、身体の異常に基づく不慮の災害・事故を自己の責任において未然に防止しなければならない。

第3条 (免責)
利用者の各施設利用中に起きた事故については、当社は原則として、その損害賠償の責を免れます。但し、明らかに当社の責による事故については、その限りではありません。

第4条 (施設の休業・閉鎖)
当社は以下の場合、各施設の全体または一部を休業及び閉鎖することができるものとします。この場合、会員又は利用者は、休業又は閉鎖期間中の損害賠償を請求することができません。
 ① 天変地異により施設利用が不可能になった場合。 ② 施設の改善・修理によるとき。
 ③ 定期または季節休館。

第5条 (年齢制限および利用料金)
利用対象者の利用については、施設利用料金及び年齢制限を以下のとおりとします。但し、各施設における規定がある場合は、その規定に準じます。
 ① 未成年(中学生以上)・・・当該施設のエリア法人会員利用料金(利用の可否は当該施設の規定)
 ② お子様(小学生以下)・・・300円(税別、但し施設ごとの利用規定に基づく) カードを有する大人(お子様と同様に限る)が同伴で利用する場合に限ります。

第6条 (利用の禁止)
次の各項目に該当する者の施設利用はこれを禁止し、施設利用中であっても利用を中止して頂きます。
 ① 刺青(タトゥー、タトゥーシール含む)のある者。
 ② 法定伝染病患者及びそれに類する感染のおそれのある疫病を有するもの。
 ③ 医療機関より、運動を禁止されている者。
 ④ 本規約に違反し、又は各施設管理者が不適当と認めるもの。

(2010年04月改定)

| | | | |
|--|--------|-----|-----|
| 補助金適応回数制限をご案内ください⇒ 2回/月 | | | |
| 3回目以降は利用料全額自己負担 | | | |
| 受付・写真撮影 | 仮カード受渡 | INP | 所属長 |
| / | / | / | / |
| 未撮影は登録不可 写真付カードは引換 | | | |
| 【受付クラブ各位】 下記の場合は本社へカードの利用停止を依頼すること | | | |
| ★ 仮カード紛失等で写真付カードとの引換ができない⇒再登録は再発行扱い ★ 写真付カードの受渡が1ヶ月以上できていない(受渡管理は各クラブで行う) ★ 申込者本人の本人確認証を確認できていない ★ 写真撮影をしていない | | | |
| 申込書は毎月15日と末日でとりまとめ、送付状をつけ原本を本社へ | | | |
| 利用料 | 本人負担料 | | |
| 540円 | 410円 | | |
| 1,080円 | 820円 | | |
| 1,620円 | 1,230円 | | |
| 2,160円 | 1,640円 | | |

※ ご記入頂いた個人情報は、契約先への利用報告と緊急時の連絡等の目的に使用します。尚、管理は当社が責任を持って行います。